

平成29年度
第1回我孫子市景観審議会
会議録

平成29年8月18日（金）

我孫子市都市部都市計画課景観推進室

日時：平成29年8月18日（金）午前10時から午後0時まで

場所：議会棟 第1委員会室

出席委員：清家委員、浅井委員、大野委員、齋藤委員、高山委員、片谷委員、吉澤委員、岩瀬委員

事務局：星野市長（途中退席）、渡辺都市部長、森都市計画課長、小林景観推進室長、榎本主査長、鈴木主任

公開・非公開の別：公開

傍聴人の数：3名

1. 開会

2. 市長挨拶

3. 会長、副会長の選出

（互選により、会長に吉澤委員、副会長に齋藤委員が選出された）

4. 議題

報告事項（1）

国道356号の緑化修景に関する千葉県への要望ならびに現状について

報告事項（2）

我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続きに関する条例と景観形成について

報告事項（3）

景観形成市民啓発事業について

5. 閉会

会議録（1.開会、2.市長挨拶、3.会長、副会長の選出は省略）

報告事項（1）

国道356号の緑化修景に関する千葉県への要望ならびに現状について

【吉澤会長】では、報告事項（1）「国道356号の緑化修景に関する千葉県への要望ならびに現状について」の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】報告事項（1）「国道356号の緑化修景に関する千葉県への要望ならびに現状に

ついて」、資料1から資料4を使ってご説明します。

我孫子駅前国道356号の街路樹等の整備につきまして、整備対象としている区域は、資料1をご覧ください。資料1では、青い網掛けになっている国道356号沿いになります。

市が整備した我孫子土地区画整理事業区域内の国道356号沿いの白山2丁目から本町3丁目までの900mの区間を対象としております。この区間を含む我孫子駅周辺と手賀沼に至るエリアの地域は、市の基本構想において市のシンボルとなる中心拠点に位置づけ、魅力ある空間づくりを進めることとしています。また、景観形成基本計画では、市の中心拠点のエリアにふさわしい、にぎわいのある顔づくりや、手賀沼を意識させる連続性のある景観づくりを進めることとしています。このように市が位置づけている区域ではありますが、土地区画整理事業の街路整備は、県道我孫子停車場線を除き、街路樹などによる緑化を行わずに整備を進めてきたところ です。

しかし、市の景観条例に基づく「景観づくり市民団体」及び千葉県から「景観づくり地域活動団体」に認定されている我孫子の景観を育てる会から、平成21年1月に「人が歩きやすく親しみのある街並みにするため、街路樹の植栽を少しでも実現してほしい」との要望がありました。資料2をご覧ください。こちらは、国道356号の緑化イメージとして、街路樹のない景観と緑化修景した場合の景観を想定して、対比した資料になります。

こうした要望を受け、中心拠点にふさわしい良好な景観形成と緑化推進の観点から、平成25年度景観審議会を経て、資料3のとおり千葉県柏土木事務所長あてに、国道356号の歩道に街路樹とベンチなどのストリートファニチャーの設置を要望しております。この要望に対して、資料4の3ページ目「回答の要旨」のとおり、柏土木事務所長からは「樹木の整備は厳しいが、植樹の整備程度は、県も協力できるのではないかと。県ができることについて、今後検討していきたい。」との回答をいただいております。

以上、これまで我孫子駅前土地区画整理事業区域の国道356号の緑化を検討し、平成26年8月に千葉県に対し緑化を要請してきた経緯となります。

本来、国道356号の道路管理は千葉県が所管しておりますが、区画整理事業を施工するにあたり、市が道路管理をしております。区画整理事業の完了後、国道356号の管理は、我孫子市から千葉県に引き継がれます。その後市は、国道356号の歩道の緑化修景が速やかに実施できるよう、事業の進捗状況をみながら引き続き、国道356号の歩道を緑化修景するための検討をしまいたいと考えております。以上です。

【吉澤会長】ありがとうございました。この件について、今のご説明に対するご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

【片谷委員】国道356号の部分は、現在は千葉県で管理しているんですか。

【事務局】国道356号は千葉県の柏土木事務所で管理しています。ただし、先ほどご説明させて頂いた通り、区画整理事業中なので、現在は、その区域は我孫子市で管理する形となっています。

【片谷委員】国道356号の部分は、本換地になっていない場所ですよ。それが完了したら、千葉県で管理するということですね。

【事務局】そのような流れになっています。

【片谷委員】すると、早急に緑化するのは難しいんじゃないかと思うんですけども。

【吉澤会長】今現在は、市の管轄下ですけども、区画整理が終われば県に管轄が戻ることなので、戻ってからの話になるという訳ですね。

【片谷委員】ちょっと時間のかかるような話になる訳ですね。

【吉澤会長】はい。では、他にご意見はございますか。

【大野委員】今の仮換地が終わる時期というのは、いつ頃の予定になっているか、また、千葉県に管轄が戻るまでの間、市でどのように進めていくか、そのあたりのスケジュールが大きなテーマになってくると思うんですけども。

【事務局】現在、区画整理事業を担当している部署に確認した所、換地処分を平成30年度中には完了したいという事業スケジュールで進めている点を確認しております。そして、景観推進室としましては、そういった年度の進行目標がありますので、それを見据えた中で、どのよ

うな形で検討していけば良いのかという順番を考える時期に来ていると思いますので、それを順次やっていきたいと思います。

【大野委員】あともう1点よろしいですか。国道356号の話も含めて、基本的には駅から手賀沼までのひとつのネットワークということで考える。その時に国道356号の整備が不十分だと寸断されてしまって一体化できないという事だと思うんですね。という事は県に要望する内容に関しては、全体の構想をより明確にした上で、356号の整備がいかに重要かという所をふまえた要望が必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【事務局】最初の構想は我孫子の景観を育てる会から頂いています。まずは区画整理事業を優先的に進めるという形で進んでいますので、それが完了した後に、提案頂いた内容も含めて、当然、我孫子の顔となっている道路部分でありますので、景観推進室としては、全体構想をこれから見据えた中で進めたいと思います。現在の時点ではそのように考えておられて、ずっと進めていかなければいけない課題であると認識していますので、それは進めたいと思っております。

【大野委員】以前の景観審議会の中で、いわゆる手賀沼公園・久寺家線が完了した後に、既存の公園坂通りをどのようにしていくかというテーマがあったと思うんですけれども、そのあたりも対象になってくると思います。

そして市外の方は我孫子駅からアクセスしてくるという事を考えた時に、区画整理事業の区域というのは、単純に国道356号の部分だけで考えなければいけないのでしょうか。全体構想がいまいち分からないんですけれども。

【事務局】今回の報告事項は国道356号の事だったんですけれども、たしかに大野委員がおっしゃったように、公園坂通りについては過去の景観審議会でも話がのぼっています。当時、公園坂通りを一方通行にすることや、ストリートファニチャーを置く、植樹をするというような、憩いの場、みんなが歩きたくなるような道という話がありまして、今年度、公園坂をどのような歩きたい道にしたいかという方向性を都市計画課内で素案を作り、関係各課とも話をして、あるひとつの方向性を市長に報告するような形で、都市計画課で話し合いを持ち、進めているところです。

【吉澤会長】ありがとうございました。大野委員、よろしいでしょうか。

【大野委員】はい、ありがとうございました。

【吉澤会長】他の皆様はいかかでしょうか。

【高山委員】要望書では、ストリートファニチャーの設置というのがあるんですけども、柏土木事務所の回答の中では、ストリートファニチャーについては特に無いんですが、何か回答があったんでしょうか。

【事務局】柏土木事務所の回答の中には、ストリートファニチャーについてはありませんけれども、やはり岩瀬委員が冒頭でおっしゃったように、安心・安全な道路だけではなく、今後の道路は景観的要素も含めて考えていかなければいけないということで、道路管理者の千葉県もご協力頂けるということで、できる範囲の中で考えて検討していきますとのご回答を頂いておりますので、それは実際にスタートする前の準備時に協議をして、やらせて頂きたいと考えています。

【吉澤会長】高山委員、よろしいでしょうか。

【高山委員】ありがとうございます。

【吉澤会長】他にありますでしょうか。

【清家委員】緑化修景のイメージがありますけれども、樹木を植えていくという事の中で、エコトーンといって、生き物が回廊のようにつながっていく、地面の所になるべく土を出して、それで生物が生息できるような、そういったものが欧米では多いんですね。

そのような事で、せっかくやられるんでしたら、緑の量を増やししながら、樹木も、どこでもあるような通り一遍の樹木を植えるということではなく、研鑽された良いもの、本当に憩えるような空間、やすらぎの空間を作って頂ければ良いのではないかと思います。

【事務局】実際の事業にあたっては、地域に住まわれている方、あるいは事業者の方にも、このようなイメージがいいんじゃないかというのが当然あるかと思imasので、そういった所をすべて勘案して進めていきたいと考えています。

【清家委員】よろしくお願ひします。

【吉澤会長】生態系に配慮してということですよね。

他にはございますでしょうか。

【齋藤副会長】経緯の中で、景観審議会と景観アドバイザーへの相談というのが書いてあるんですけども、私は景観アドバイザーもお手伝いさせて頂いておます。それで少し補足をしますと、今回は道路についての柏土木事務所とのやり取りが中心なんですけれども、景観アドバイザー会議の中では、道路だけで出来ることは限界があるということで、道路際の建物が新しく建て替わったりという今後の事を考えると、ストリートファニチャーなども、民間の方で工夫できる余地も随分あるんじゃないかと。

それから、いろいろなルートが周回できるようになると、ここの道路沿いも歩く人がさらに増えて、ここでちょっと休んでいこうとか、素敵なお店がある、おいしい食べ物があるという風にして、人がそこで過ごす時間が長くなっていくということが、ストリートファニチャーの必然性にもつながっていくということで、道路沿いの民間の敷地の方と、道路自体の計画と合わせて構想していけると良いという意見も、景観アドバイザーの皆さんから出されておりましたので、付け加えておきます。

【吉澤会長】この地図の黄色い部分ですね、我孫子駅から我孫子停車場線の部分。どのぐらいの長さでしょうか、皆さんも通ったことがあると思います。ここに若干のストリートファニチャーがあるんですね。ベンチもあるし、石を椅子の代わりにしている部分もあります。ここに若干見られるということをご紹介しておきます。

ご意見ありがとうございました。他にご意見ございますか。

無いようでしたら次に進みたいと思います。

報告事項（２）

我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続きに関する条例と景観形成について

【吉澤会長】報告事項の２番目でございます。報告事項（２）「我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続きに関する条例と景観形成について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】はい、説明をさせていただきます。

市では、土地に自立して設置される太陽光発電設備で、一定規模の発電出力を有する設備について、その太陽光発電設備が適正に設置されることを図るため、「我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続きに関する条例」を制定し、平成２９年６月１日から施行しましたので、ご報告するとともに条例の内容についてご説明させていただきます。

まず、はじめに条例の制定に至る背景をご説明いたします。

地球温暖化の抑止に向けて、低炭素社会推進が叫ばれるなか、東日本大震災に起因する原子力発電所の稼働停止により、電力需給が逼迫したことで、再生可能エネルギー発電の必要性が高まりました。

また、平成２４年７月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたこと等を背景に、土地に設置される事業用の太陽光発電設備の設置が急速に進みました。

その一方で、土地に自立して設置される太陽光発電設備では、強風による設備の倒壊など安全面への不安、自然環境・生活環境の破壊、景観の悪化など、様々な問題が発生し、各種メディアで取り上げられたことも記憶に新しいと思います。

太陽光発電を代表とする再生可能エネルギーの推進は国が進める大切な施策ではありますが、このような諸問題を受け、ガイドラインや条例等の整備を進める自治体が多く見受けられるようになりました。

これは、太陽光発電設備の設置に関する許認可は経済産業省資源エネルギー庁への申請であること、太陽光発電設備が電気事業法に規定する電気工作物として定義され、設備の建築確認申請や都市計画法での開発許可が不要なケースが大半であることなどから、各自治体においては、太陽光発電設備が出来上がるまで何ら情報を得る手立てや指導等の手段を有しない状況であることに起因しています。

本市でも山林や農地等に太陽光発電設備の立地が進んでおり、生活環境、自然環境及び景観の保全に対し支障を来す事例が生じています。

このため、一定規模以上の太陽光発電設備の設置については、景観という視点だけで捉えるのではなく、暮らしの安心・安全、自然・生活環境の保全など広範囲に関して十分な検討がなされた上で、これらに支障を与えない配慮が必要であり、必要な手続きや遵守すべき事項を示すことによって、地域と調和した太陽光発電設備の適正な設置を図る必要があることから、条例を制定することとしました。

条例の制定にあたっては、近江市町村の状況及び国の動向を参考にしました。資料番号8をご覧ください。上から茨城県のつくば市、龍ヶ崎市、千葉県の山武市、そして我孫子市の概要を示させていただいています。千葉県内では、山武市のみが景観条例での届出を対象としています。つくば市、龍ヶ崎市は景観条例ではなく太陽光発電設備単独を対象とした条例となっています。

次に国の動向についてです。資料番号10をご覧ください。経済産業省資源エネルギー庁が策定した事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）です。この事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）は、平成29年3月に策定されました。

ガイドライン策定の背景は、前述させていただいた太陽光発電設備が抱える課題に対応する指針としたもので、平成29年年4月より新制度に移行する「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（通称「FIT法」）の改正にあわせて、新たに追加されたものです。

法改正以前は、太陽光発電事業を行う場合、電気設備としての認定を受ける必要がありましたが、平成29年4月1日以降は電気を発電する事業の認定という形になりました。

ガイドラインの表紙をめくっていただき目次をご覧ください。目次を見て行きますと、内容的には、事業区域の選定、設備設計、運用管理、事業終了後の対応など、企画立案する時点から遵守すべき事項を整理したものとなっています。

次に9ページをご覧ください。景観保全に関する事項は、9ページの下4行目から10ページの上4行目に配慮すべき事項が記載されています。ページを読みあげますと、景観に関しては、以下のような景観について、配慮した設計を行う必要がある。

- ・山並み、丘陵
- ・河川、湖沼等自然景観
- ・史跡、名勝等歴史、文化的景観
- ・主要な眺望点や道路からの眺望景観
- ・市街地、住宅地等街並み景観

- ・ 棚田、果樹園、森林等、農山村の田園風景
- ・ 保養地、別荘地

以上、具体的ではなく抽象的ではありますが、これらの点で景観の保全が必要であるとされています。

さらに2ページを開いて頂きます。冒頭でも説明しました通り、太陽光発電設備に関する様々な問題があり、国でも何かしら対応しなければいけないということでこのガイドラインを策定しました。2ページの表1「再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項」では、10キロワット以上（事業用）あるいは10キロワット以下（家庭用）の区別をした上で、「事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと」というチェック欄がありまして、新たに発電事業を行う場合は、このガイドラインを遵守して、景観や自然環境を守らなければならないとしています。

以上が、国の動向についてのご報告になります。

それでは、次に「我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続きに関する条例」の内容について、具体的にご説明いたします。資料番号5をご覧ください。

第1条は、冒頭に申し上げた提案の背景を踏まえ目的として明記しています。

第2条は、用語の定義となります。本条例の対象となる太陽光発電設備については第1号で明記しています。

第3条及び4条は市の責務並びに事業者の責務を規定しています。

第5条では適用する発電事業範囲を規定しています。その範囲は、発電出力が30キロワット以上の設備を対象としています。ただし、この後に説明させていただく第8条第1項各号の自粛を要請する区域に設置する場合は、10キロワット以上の発電事業を対象としています。発電出力30キロワットの規模は、どのくらいかと言うと太陽光パネルを複数列に配置し保守用通路を確保した場合で人が入らないような柵を設置するとして約450㎡（137坪）程度となります。また、10キロワットですと150㎡（46坪）程度となります。

第6条及び7条は、太陽光発電設備設置事業計画の周知標識の設置並びに近隣関係者に対する説明、事業計画書の届出時期に関して規定しています。特に、第6条第3項において近隣関係者から説明を求められた場合は、速やかに応じなければならないことを事業者の責務として規定しています。

第8条の第1項では、自粛を要請する区域を規定しており、その区域は、3つの区域です。

第1号は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成1

2年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内の斜面地」としており、安全面から規定しています。

第2号は、「我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例(平成11年条例第10号)第3条第2項に規定する指定斜面林」としており、こちらは環境の保全の観点から規定しています。

第3号は、「我孫子市景観条例(平成18年条例第21号)第11条に規定する特定地区」として手賀沼ふれあいライン特定地区を景観保全の観点から規定しています。

同条第2項では、この区域において設置事業が計画された場合には、災害を防止するため必要があると認めるとき、又は良好な生活環境の維持、豊かな自然環境もしくは魅力ある景観の保全上支障があると認めるときは、市は事業者に対して当該設置事業を自粛するよう要請しますので、事業者は検討した結果を市長に報告しなければならない旨を規定しています。

具体的に自粛を要請する区域をご覧ください。資料番号9をご覧ください。自粛を要請する区域(その1)、裏面の(その2)をご覧ください。

赤く塗りつぶされた箇所が土砂災害特別警戒区域で、その周りの黄色で塗られた箇所が土砂災害警戒区域であり斜面地となります。代表的な場所として白山2丁目のハケの道沿いなどがあります。

緑色で囲まれた箇所が我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例第3条第2項に規定する指定斜面林の区域で、手賀沼ふれあいライン沿いの斜面林となります。

ピンク色で囲まれた箇所が我孫子市景観条例第11条に規定する手賀沼ふれあいライン特定地区となります。

それでは、条例の説明に戻ります。

第9条は、災害及び事故の防止等に関する事項を規定しています。

第10条は、発電設備の設置又は管理に関し必要があると認めるときに市が事業者に対し、指導又は助言を行うことができる旨を規定しています。

次に、施行規則についてです。資料番号6をご覧ください。

施行規則においては、本条例に基づく事業者の届出等に関する書式を整備するほか、太陽光発電設備設置計画の周知標識の掲示時期及び設置報告期限、太陽光発電設備設置計画届出書の提出時に必要な、近隣関係者から説明を求められた場合に実施した説明結果報告書などの添付書類等について規定しています。

最後に本条例の運用にあたり景観形成の指導方法ですが、資料番号7の「良好な景観の形成のために配慮すべき事項」をご覧ください。

事業者からの問合せ時、または事業計画周知標識の設置届出時において、経済産業省資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインに沿った事業であるよう指導するとともに、こちらを事業者に渡し、景観形成に努めるよう協力を求めています。

配慮すべき事項の内容を読み上げさせていただきます。

- ①発電設備等の色彩等は、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に、太陽光パネルは、低反射で模様が目立たないものを使用してください。
- ②道路沿いや民家等に隣接して設置する場合には、道路境界からある程度の距離を取って通行者・車両や民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、できる限り目立たないようにすること。特に景観への配慮が必要となる地域に設置する場合は、植栽のみでは目隠し効果が低い場合があるので、フェンス（不透過性のもの）等と合わせて望見できないよう処理を施してください。
- ③高台に設置する場合には、発電設備が突出しない（土地形状に違和感を与えない。）ようにしてください。
- ④主要な道路や眺望点から視認できる場合には、威圧感や存在感が軽減されるよう発電設備を背景の色彩と同化させることや分散して配置のうえ植栽等を用いるなど周辺景観と調和させる工夫をしてください。
- ⑤樹林地など自然環境豊かな箇所に隣接する場合には、既存樹木等を活かす計画としてください。やむを得ず伐採する場合には、最小限の伐採に止めてください。
- ⑥太陽光発電設備等及び敷地内は、定期的な保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐ等維持管理に努めてください。

配慮すべき事項は、先行自治体の例と差ほど違いがあるものではないと考えておりますが、この点についてなにかあれば後程、ご意見等をいただければと思います。

以上で報告事項（２）の説明を終了いたします。

【吉澤会長】 ありがとうございます。

本審議会では、景観面でのご質問等ありましたらお伺いしたいと思います。

【片谷委員】 土砂災害の警戒区域がありますが、何日から何日までというような、期間はあるんでしょうか。

【事務局】期間というよりも、条例等に基づいて区域の指定をしています。

例えば、手賀沼ふれあいライン特定地区であれば、我孫子市の景観条例によって、区域を縮小するということがない限り、この区域が変わることはありません。

土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域については、新たに指定される場所もありますので、それは今後変わることもあります。

また、手賀沼沿い斜面林保全条例に関する区域ですけれども、これも指定が解除されることもあります。例えば、相続により、相続人がそこを使うために、区域の指定を解除してほしいということになれば、今後変わる場合があります。また、新たに寄付を受けたり、あるいは地権者の了承を得て新たに指定をすれば、面積の増減があります。ですので、いつからいつまでという期間というよりも、それぞれの条例の対応で変わることはあります。

【片谷委員】岡発戸の斜面林に太陽光発電設備が作られていますね。市議会でいろいろと問題になったみたいですが、今もそのままになっているんですね。いろいろと市でも注意喚起したんですけども、もう作ってしまったのでしょうがないという話ですね。その時に条例に抵触したかはわかりませんが、そういう実績があったという事はご存じですよ。

【吉澤会長】その場所というのは具体的にはどこですか？

【片谷委員】我孫子市役所から東側に約1キロ行った所の左側の斜面です。おそらく太陽光を取り入れやすいという事で設置したんだと思うんですけども。

【吉澤会長】そこが斜面林なんですよ。本日お配りしている「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り」の中に、「斜面林・田園八景」があります。斜面林も八景に選ばれているんですよ。見聞綴りにも、たくさん写真が載っています。

太陽光発電設備を平地に設置するのであれば、囲えば良いですけども。

【片谷委員】斜面林の場合、植樹をすとか、囲うというのはなかなか難しいと思うんですよ。

【吉澤会長】市では、景観面については、資料7「良好な景観を形成するために配慮すべき事

項」により、配慮すべき点を定めています。

他にございますか。

【清家委員】私は太陽光発電設備を設置している所の実態を知っているんですけども。景観に関連すると思うのでお話をさせていただきますが、太陽光パネルの下に草が生えてくる訳です。広大な敷地なので、草を刈ることがなかなか出来ない訳ですね。すると、除草剤を撒くんですね。除草剤を撒くと、匂いが凄く臭いんですね。そういった問題が実態としてあります。景観にもつながると思うんですが、お考え頂ければと思います。

【事務局】除草剤の話だけではなく、例えば、下の部分が草ではなく、ウッドチップで、虫が発生したという報告も受けています。そういうような事例もありますので、今回、国の方も、事業計画策定ガイドラインの中では衛生面にも配慮する事としています。

規模の大きな事業者は、ガイドラインに従って、周りの方への説明会や、何かあった時の連絡先の表示もしっかりしている事業者もいらっしゃるんですけども。発電出力50キロワット以上かどうかで、電気主任技術者を置くといった保守体制の違いがありますので、規模の小さな事業者では、そういった問題も若干出て来てるんじゃないかと私共も感じています。やはり国のガイドラインや我孫子市の条例に沿って、指導は続けていきたいと思っています。

【吉澤会長】ありがとうございました。

資料7「良好な景観を形成するために配慮すべき事項」の内容を遵守して頂くよう、各事業者への景観推進室の指導が重要になってくると思います。

報告事項2については以上とさせていただきます、次へ進みます。

報告事項（3）

景観形成市民啓発事業について

【吉澤会長】では最後に、報告事項（3）でございます。「景観形成市民啓発事業について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】景観形成市民啓発事業について、事前に配布しております資料11と、お手元に追加で配布しました「我孫子のいろいろ八景」に関する資料を使ってご説明いたします。

まず、資料11の「1 事業の目的」ですが、良好な景観を形成するためには、多くの市民が我孫子の魅力ある景観を知り、興味、関心を持つことが重要となるため、景観形成に関する情報発信と啓発を継続的に進めています。

次に「2 近年実施している主な事業について」です。都市計画課では、景観形成市民啓発事業に関するものとして、景観情報リーフレット「花と緑のまちづくり」の発行や、市民団体の景観形成市民会議との協働による、「ハケの道植栽プロジェクト」などを実施しています。本日は、啓発事業の中でも多くの方にご参加頂いている「我孫子のいろいろ八景」に関する事業についてご説明します。

「我孫子のいろいろ八景」に関する事業は、市が行っている「提案型公共サービス民営化制度」により、我孫子の景観を育てる会から実施提案があり、採択された事業になります。実施にあたっては、市が我孫子の景観を育てる会に業務委託をする形で、実施しています。それでは、実際の事業内容について説明いたします。

まず「(1) 我孫子のいろいろ八景探し」についてです。平成24年から26年度にかけて、8つのテーマ(公園、坂道、成田線車窓、まちなみ、ハケの道、斜面林・田園、桜、水)に分けて、市民の皆様から我孫子市内の魅力的だと感じられる景観を募集しました。そして応募の中から、8つのテーマそれぞれに8ヶ所の景観を選びました。その結果、合計64ヶ所の景観が「我孫子のいろいろ八景」として選定されました。64ヶ所の景観については、資料11の「我孫子のいろいろ八景分布図」にまとめています。

選定した「我孫子のいろいろ八景」の紹介や見どころなどは、全3冊からなる「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り」にまとめています。お手元に「見聞綴り」のうちの一冊を配布していますので、ご覧ください。

次に「(2) 我孫子のいろいろ八景歩き」についてです。選定した「我孫子のいろいろ八景」の普及・定着を目的として、平成27年度からは「我孫子のいろいろ八景歩き」を開始しました。「我孫子のいろいろ八景歩き」は、参加者を事前に募集した上で、「我孫子のいろいろ八景」を中心とした市内の景観ポイントを、ガイド付きで散策するイベントです。

平成27年から28年度にかけて、8つのコースを作り、散策を実施してきました。実施回数としては、これまでに1コースあたり2回、合計で16回実施しています。そして今年度の10月以降に、新たに作成した4コースの散策を実施します。これにより、全12コースが完成する形となります。なお、お手元には、八景歩きの実施風景の写真をお配りしています。

資料11には、過去に実施した「我孫子のいろいろ八景歩き」のアンケート結果を載せてい

ます。一回あたりの参加定員は25名ですが、毎回、定員を超える申し込みがあり、好評を博しています。アンケートを見ますと、参加者の年齢は、60代以上の方が多くを占めています。また、コースによっては、我孫子市外在住の方が参加者の半数近くを占めているコースもあります。事業の目的である「我孫子の景観に関心を持ってもらう」という点については、多くの方に「効果がある」との回答を頂いています。

また、各コースの散策マップを作成しており、各公共施設で配布しています。お手元に、各コースのマップを配布していますので、ご覧ください。

次に「(3) 桜八景マップ、水八景マップ」についてです。平成28年3月に、桜の開花の時期にあわせて、「我孫子のいろいろ八景」の中の「桜八景」を紹介するマップを作成しました。また今年度は、同じく八景の中の水八景を紹介する「水八景マップ」の配布を8月から開始した所です。こちらも、お手元に両方のマップを配布しております。

最後に「(4) あびバス景観散策マップ」についてです。「あびバス景観散策マップ」は、我孫子市が運営する「あびバス」の、運行ルート周辺の景観ポイントを紹介したマップです。これまで、3ルートのマップを発行しており、今年度に予定している「布施ルート・根戸ルート編」の発行をもって、全4ルートのマップが完成します。あびバスマップの作成も、我孫子のいろいろ八景歩きの関連事業として実施しています。こちらも、お手元にマップを配布しております。

以上で、景観形成市民啓発事業についての説明とさせていただきます。

【吉澤会長】 ありがとうございます。

ご説明頂いた啓発事業については、平成29年度をもってひと区切りとなります。八景探しで3年間、八景歩きで3年間、この八景歩きの最終年が今年度になる訳です。これをもって、一応の区切りとなる訳ですね。八景歩きは、ご説明にもあった通り、非常に好評を博しております。今後も継続するのが望ましいのではと思っておりますが、事務局としては、平成30年度以降の事業展開の参考として、委員の皆様にも、こういった啓発イベントがあるんじゃないとか、こういう啓発手法もありますなど、いろいろなアイデアがあると思います。いろいろとお伺いしたいと思いますので、今のご説明のご質問でもかまいませんし、新たなご意見でもかまいません。忌憚のないご意見をお伺いしたいと思います。

【高山委員】 新聞に八景歩きの記事が掲載されたということですが、市外からの参加者は、そ

の他に何か情報源があって来られた方がいらっしやったのでしょうか。

【事務局】周知の方法としては、我孫子市のホームページや広報、その他に地域密着型の新聞などがあります。それ以外ですと、参加された方のクチコミもあります。ですから、もっとこういった方法がありますよとか、ご意見等頂ければ、それも検討していきたいと思っております。

【吉澤会長】加えますと、マスメディアの千葉版の効果もあると思います。朝日新聞、毎日新聞などですね。市外の方は、そういったものを見ていらっしやるんですね。

他にご意見はございますか。

【清家委員】八景は、かなり苦労して作られたということ、私も存じ上げております。

それで、八景の中での修景、景色を直していく、八景の中でここをもうちょっと改善していく、という方向を考えられたらということ、八景は素晴らしい景色ではあるんですが、ここをもうちょっと直した方が良いかなという、景色の中にも少しまずい部分もあると思うんです。それを直していくという事です。

さらに、もうひとつは、我孫子市の中で景色が素晴らしい所はあるんですが、そうではない所もありますよね。マイナス要因の所。例えば、看板であったり、電信柱。しかたない部分もあると思いますが、要するにマイナス要因の景色というか、八景にならない、抜け落ちていく所を次には直していく。かなりの労力だとは思いますが、そういう方向で直していけば、我孫子全体が一体感のある景色のあるまち、住みやすいまちになるんじゃないかなと私は思います。

【吉澤会長】ありがとうございます。いわゆる負の景観と言いますか、景観的にはマイナスの要素というの、見受けられる訳ですね。

【事務局】たしかに良い所だけではなくて、どこが悪いのか、そして悪い所はどのように直していけば良いものに近づいていくかというお考えは確かにあると思います。マイナス要因の部分も、事務局の方で、地域によってはこういう部分があるよね、看板が良くないよねとか、そういったものを調べて、リストアップして行って、そういった所にどのような修景作業をお願い

いできるか、そういった事をやっていけると思いますので、考えていきたいとします。

【吉澤会長】他にご意見はございますか。

【大野委員】清家委員の意見は、私も非常に賛成だと思います。具体的に見て、感じるいろいろなとあるでしょうし、景観を育てる会だけじゃなくて、みんなで育てていくということで、保存というよりも、修景を加えてより育てていくというのが非常に良いのではと思うんですけれども。

あとは、アンケートの中で、八景歩きの参加者の年齢層がやはり高齢者になっていると。事業仕分けの時に私は参加させて頂いたんですけれども、予算の件での委員の方からの話の中で、ある特定の年齢層だけのまち歩きになってはいけないと。より市民全体に活かされるようなまち歩きでなければ予算は出ないですよという議論が実はあったんですね。ただ、我孫子の文化とか、いろいろなものを育てるということからすれば、趣旨は非常に良いのではないかとということで、採択された記憶があります。

アンケートを見ると年代が非常に高齢化しているという事と、子育て世代の若い人たち、若いお母さん、お子さんとかに対する、まち歩きも含めた、我孫子市の見直しがこれからどのように進んでいくかというのが一番のテーマなんじゃないかなと。高齢化社会の延長がずっと続いていって最終的にどうになってしまうのかなという事で、いかに継続していくかというのがこれからの課題じゃないかなと思うんですが、そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

【事務局】たしかにアンケートの結果を見ますと、60代以上の参加者が多いということで、やはり私共としても、若い方、小学生とか大学生、そういった方々にもご参加頂けると有難いと思います。そういった方々に参加して頂くためにはどのようなやり方をすれば良いのかという所も、皆様方がアイデアをお持ちであれば、お聞かせ頂きたいというのもあります。

たしかに若い年代をいかに取り込むかという所だとは思いますが、それを実現するのを悩んでいる所でもあります。

【吉澤会長】参加者の年代については、ご覧の通り非常に悩ましいですね。

【大野委員】最近では、アニメやSNSを活用して、外国人の方も訪れるとか、いろいろな意味で、情報ネットワークの活用もあるんじゃないかと思います。

また、我孫子市内で学校などの子供の関わっている所、その中で、景観を見るということだけじゃなくて、積極的に参加するイベントを作れるんじゃないかと。

そして例えば、八景歩きも、日にちや人数が限定されているので、興味を持った時にフリーで行けて、それが情報として例えば100人ぐらいがある時期に行ったとか、結果が見えてくると、また方針も見えてくると。

特に子供を考えると、学校や保育園、幼稚園の中でワークショップみたいなもの、子供が楽しめるものというのが出来ないのかなと思います。

【吉澤会長】大変貴重なご意見ですね。参考にしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

【齋藤副会長】今のご意見と同じなんですけれども、おそらく今やっているものはオーソドックスな、定番のまち歩きだと思うんですけれども、参加者を絞り込むというのも必要なんじゃないかと思います。

例えば、川村学園女子大学の学生さんと一緒に企画をしてみようとか。それは参加する人というよりも企画する人を巻き込むということ、企画をする人が参加者になるという事ですね。

それから、子供を対象にというのも、場所によっては昆虫採集だとか植物観察とか、夏休みの宿題に向けた企画というのも、相当いろいろな場所があるんじゃないかなと思います。鳥もいますし。そういう意味では、若い人も関心を持てる素材がそれぞれのコースにはたくさんあって、歴史版、自然版など、テーマと対象者をうまく組み合わせて、今年はこれでやってみようとか、特色を出して企画することは出来るんじゃないかなと思います。

それからワークショップ型というお話もありましたが、様々な取り組みがいろいろな所であるので、参考に出来る事例はたくさんあるんじゃないかと思います。ただし、スタッフがいないとなかなか難しいんですね。ですので、スタッフを広げるというメリットも実はあるんですね。苦労はあると思うんですが、スタッフも広がるというメリットも、実はチャレンジにはあるんじゃないかと思いました。

だから、教育委員会と何かとタイアップするとか、他の団体とタイアップするとか、次のステップに段々移行できるのではないかと考えました。

【吉澤会長】ありがとうございます。

よろしいでしょうか。いろいろな貴重なご意見を頂きました。市民の方にいかに景観に関心をもって頂くかというのが永遠のテーマでございますが、とりあえずは我孫子のいろいろ八景について、さらに進化して、頂いたご意見を参考にしながら考えていきたいと思えます。

まことに恐縮ではございますが、予定の時間になりましたので、以上で審議を終了したいと思えます。

本日は皆さん、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上